

# 農地の保有合理化に関すること

## 1. 基本的な方針

- ① 担い手の育成のためには、農地の利用集積が極めて重要なことを強く認識し、専門機関としての機構に寄せられる負託に応えるために、全員体制で関係機関との連携を強化し、積極的かつ戦略的に事業の展開を行う。
- ② 各市町村ごとの農用地利用集積円滑化団体と連携し、それぞれにおける役割分担によって機構の業務を推進する。
- ③ 農地制度をめぐる議論の推移に最大限の注意を払いながら、機構の機能の改善を推進する。

## 2. 農地保有合理化事業

### (1) 円滑化団体等との連携活動( 国補<sup>新</sup> )

- ① 機構が中心となって、円滑化団体との連携を推進する。
  - 県段階での協議 3回  
( 県・JA中央会・農業会議・機構 )
  - 各市町村円滑化団体担当者の研修会 1回  
( 4月15日(金) 制度説明 事例発表等 )
- ② 各市町村の円滑化団体と役割分担をして、農地保有合理化事業を実施する。
  - 各市町村における円滑化団体の会議に出席する。
  - 市町村・円滑化団体との役割分担によって業務を実施する。

(単位:千円)

区 分	内 容	金 額	備 考
連携強化活動費	市町村等の農地円滑化団体との連携強化を行う経費 (人件費)	10,930	国 6/10、県 4/10
単独事業業務費	国の補助対象外となる農地保有合理化事業として行う農地の売買・貸借業務費	300	県 10/10

### (2) 農用地売買等事業

- ① 農地保有合理化事業の売買における税制上の優遇措置、保有期間の利子助成制度、利用権設定の一括前払制度などを最大限に活用しながら認定農業者への農地の集積を行う。  
また、認定農業者以外の担い手農家へ、単独事業により農地流動化を進める。
- ② 市町村の円滑化団体は、農地の売買の仲介をしないことから、売買については機構が主役となるので制度のPRを強化する。

## ア 買入・売渡事業

(単位: 件, ha, 千円)

区 分		件 数	面 積	金 額	備 考
担い手支援	買入	11	3.0	12,000	
	売渡	14	4.0	15,150	
単 独	買入	27	6.0	40,000	
	売渡	27	6.0	40,500	
合 計	買入	38	9.0	52,000	
	売渡	41	10.0	55,650	

## イ 借入・貸付事業

(単位: 件, ha, 千円)

支払方法	件 数		面 積	賃借料	備 考
	借入	貸付			
一括前払	5	5	18.0	5,300	
年 払	39	24	36.0		
単 独	35	7	16.0		
合 計	79	36	70.0		

(単位: 千円)

区 分	内 容	金 額	備 考
小作料前払資金 利子助成	借入農地の賃借料を一括前 払いした際の無利子となるた めの資金利子支援	47	国 6/10、県 4/10

- ③ 西部市町村をまたがる広域の事案(〇青果120ha)や、大型特殊事案(香取農協)、耕作放棄地解消事案(米子市)等への対応の実績をベースとして事業を推進する。

## (3) 大型経営担い手強化支援事業

### ア 農作業受託料金融資事業

経営規模の拡大と資本整備の強化を図るため、基幹的農作業を一定面積以上受託した認定農業者等に対して、受託料相当額の5年分を無利子で貸し付ける。

(単位: 件, ha, 千円)

区 分	件数	面積	貸付金額	備 考
貸付金	1	15	15,000	全国協会 10/10

イ 農業機械・施設リース事業(新規採択は平成19年度で終了し、後年度助成中)

農地保有合理化事業(売買、貸借事業)を活用して経営規模拡大した認定農業者にリース継続中の農業機械等に対し、リース料の2分の1を助成する。

(単位:千円)

市町村名	補助対象者数	貸付台数	機種	年間事業費	負担区分		備考	
					国	農家		
継続	鳥取市	(1)	2	トラクター外 1	79	0	79	H22 補助終了
	倉吉市	1	2	トラクター外 1	996	498	498	H23 まで補助
	北栄町	1	1	コンバイン	658	329	329	〃
	琴浦町	4	5	プラウ 外 10	2,244	1,122	1,122	〃
計	6	10		3,977	1,949	2,028	国 1/2、農家 1/2	

ウ 特定法人貸付事業(平成21年度で終了)

機構が遊休農地を借り上げて、農業経営に意欲的な特定農業法人へ貸付ける。

(単位:件、ha、千円)

区分	借入	貸付	面積	金額	備考
継続	58	19	8.3	745	単年払

貸付け特定法人数 米子市 6法人